

厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）

平成 27 年度総括研究報告書

様々な依存症の実態把握と回復プログラム策定・推進のための研究

研究代表者 宮岡 等
北里大学医学部精神科学 主任教授

研究要旨

依存症が当事者、家族、社会に与える苦悩は大きい。しかしわが国の依存症回復支援の普及・均てん化は十分とは言えず、実態の把握に至っていない領域もある。そこで本研究では、1) 薬物依存回復支援のための包括的治療プログラムの開発と普及・均てん化、2) インターネット依存の診断・治療ガイドラインの策定、3) 病的ギャンプリングの回復プログラム策定、4) 薬物依存回復支援のための行政機関間連携の構築、以上4つの柱を目的とする研究班を構成し、平成25年度から研究を開始した。平成27年度の研究により1) 群馬県こころの健康センターにおいてCRAFTを参考として開発された依存症家族支援プログラムGIFT(Gunma Izonsyou Family Training)の有用性の評価が行われた。K10は13.6点から9.2点へと改善し、プログラム参加者の半数以上で、本人とのトラブル状況やコミュニケーション、乱用状況のいずれも改善を認め、依存症者への対応知識の習得に役立つ可能性が示唆された。CRAFTを参考にした依存症家族支援プログラムの有効性に関する検証を試みたものとしては国内最初の研究であり、GIFTが少なくとも家族の精神状態の改善に寄与している可能性が示唆された。2) 若年者対象縦断研究調査の中間結果から若年者のインターネット使用実態が明らかになった。Internet Addiction Testによる評価で2.9%、Diagnostic Questionnaireによる評価で7.8%にインターネット依存が疑われた。**ただし本調査の性質上、この結果をわが国のインターネット依存有病率とは解釈できない。**女子学生の有病率が男子のそれより高い傾向は一貫して確認され、わが国の特徴と推察された。臨床記述・診断ガイドライン作成はWHOと共同で実施し継続した。3) 家族の実態・援助ニーズの把握、家族に対する心理教育プログラム開発、精神保健福祉センターにおける家族への心理教育用冊子開発、債務問題支援機関における病的ギャンプリング問題に関する調査を実施した。家族が利用している相談機関は自助グループと医療機関が主であるが、問題を知ってから相談に至るまでに10年以上かかった人が4分の1いるなど支援開始が遅れがちであること、相談に至っても医療・保健機関では十分な対応がない場合もあることなどの課題があることが明らかになった。最も利用され、有用性を感じているのは自助グループであり、そこで仲間との分かち合いが大きな支えになっていた。医療・保健機関は助言とともに自助グループへのつなぎを意識することが求められると言える結果となった。家族を対象に開発された心理教育プログラムは16名を対象に効果が検証され、主観的有効性、満足度とも90%以上の被験者が良好な印象を抱いていた。債務問題支援機関における調査ではギャンブル等が原因の多重債務者は社会適応が困難な者が多く、ギャンブルに関する問題以前の生活上の課題の支援の重要さが示唆された。4) 28名の保健所薬物依存症対策関係者を対象に研修会が実施された。研修会は全員が参考になったという評価が得られ、保健所レベルで回復プログラムを実施する上での困難感は研修前後で良好な変化が生まれていた。しかし現在の薬物依存症対策の課題として保健所や保健師には余力がなく、地域で薬物依存症対策を実施していくのは、とても難しいと感じており、予防に関しては2課に分かれており、対応は1本化されていないという意見があった。また薬物依存症者の治療医療機関(受け入れ可能な医療機関)が少ない等の現実的な課題が見出された。

研究協力者

大石智 北里大学医学部精神科学

A. はじめに

依存症が当事者、家族、社会にもたらす影は深く大きい。物質依存の中でも薬物依存がもたらす急性中毒や離脱症状は、その症状による苦痛が大きいというだけでなく、放置されれば死に至る危険性がある。初回使用であってもその酩酊状態によって、自殺や他害行為にいたることも少なくない。特にわが国では危険ドラッグが関連した有害事象報告が2010年以降急増し、心停止、自殺、暴力、危険運転といった報道も目立った。

薬物依存がもたらすものは、こうした急性の事象のみならず、慢性的な使用は確実に心身を蝕み新たな精神障害の併存を生む。それはあたかも慢性的な自殺と呼べるものかもしれない。実際、薬物の使用と自殺の関連が強いことはかねてより指摘されている通りである。

また薬物依存は家族にも多くの苦悩をもたらす。薬物依存が関連し失職や逮捕にいたれば、家族には社会的な孤立が待ち受けている。また家族の理解が当事者の回復において重要であることもアルコール依存と同様に指摘されている。

2014年12月に施行された「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（医薬品医療機器等法）により危険ドラッグ関連障害患者数は激減している。しかしこれは規制強化・薬物使用の犯罪化により、単に乱用者の医療機関受診が抑制されただけかもしれない。あるいは乱用対象を他の精神作用物質へと変えたり、物質乱用こそしないものの、不安定な精神状態での生活を余儀なくされているのかもしれない。わが国の薬物乱用対策は依然として取り締まりに偏っており、再乱用防止のための、当事者のみならず家族も含めた、より効果的で普及されやすい包括的な回復プログラムが求められている。

わが国では1990年代以降、急速に広がったインターネットは、社会に多くの恩恵をもたらす一方であらたな行動嗜癖を生み出しているようだ。

インターネットを利用したゲーム、ソーシャルネットワークサービスを利用した対人交流、さらにこれらの複合サービスなどといったものは、様々なデバイスを介して人々の生活に浸透した。その一方で

「業務に支障が生じるとわかっているのに夜中のゲームがやめられない」、「勉強に支障が生じるとわかっているのに即レスをやめられない」などといった状況を生み出している。こうした行動はインターネット依存として社会的に認知されるようになっている。

しかし一方でインターネット依存は国際的な診断基準も確立しておらず、わが国におけるその特徴も整理されていないという現状にあり、回復プログラムの策定のためには実態解明と診断ガイドラインが求められている。

病的ギャンブルが犯罪や自殺と関連していることはかねてより指摘されている。業務上横領やその末路としての自殺に関する報道で、その背景にある多額の借金とそれを生み出したであろうギャンブルの話題を聞くことは珍しいことではなくなっている。

わが国ではかねてよりパチンコを介した病的ギャンブルの問題が指摘されている。2010年代に入ってから統合リゾート推進法案の検討のなかで取り上げられているカジノに関する議論においても、病的ギャンブルへの対応がその俎上に載せられた。

病的ギャンブルは他の依存症と同様に当事者がその問題に気づくよりも、多重債務、借金の肩代わりといったことから家族や多重債務関連機関が先に気づくことが多く、彼らの対応や家族への援助が当事者援助の入り口になることが予想される。しかし病的ギャンブルのある人の家族や多重債務関連機関における実態は明らかにされていない。そして病的ギャンブルに苦しむ家族や当事者を援助するための標準的な回復プログラムが求められている。

2013年6月に公布された「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」が2016年6月までに施行される。これまで薬物事犯は再使用を防ぐ上で、社会的援助を受けるために十分な仮釈放期間を得難い状況が続いていた。このため仮に収監中に回復プログラムを受けたとしても再使用に至りやすい状況にあった。その結果、再使用すなわち再犯が繰り返されることは彼らの自己肯定感

をさらに減じ自殺や他害の危険性をたかめることにつながっている。「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」が実効性のあるものになるためには、当事者が刑務所から地域に移行しても、回復のための援助が円滑に継続される必要がある。しかし精神保健福祉センターや保健所における薬物依存症者、薬物事犯への対応には、地域差がありその対応、援助の均てん化は急務である。

このように依存症は当事者、家族、社会に大きな苦悩をもたらしている。したがって依存症の回復支援の普及には大きな意義がある。だが、わが国の依存症回復支援は十分とは言えない。医療の中においては、治療に難渋する方の背景に依存症が潜んでいることが少なくない。しかし依存症に苦手意識を持つ精神科医も多く、依存症の存在が見過ごされ適切な対応が行われていないことも少なくない。保健師やケースワーカーなど、地域の援助職と話していると、彼らが最も難渋しているのは依存症であることに気付かされる。医療においても地域においても、依存症の援助は標準化、均てん化が十分とはいえない現状にある。さらに病的ギャンブル、インターネット依存といった行動嗜癖においては、診断基準や実態把握すら十分とはいえない状況にある。

B. 研究の目的と方法

1. 研究班全体の目的と構成

本研究では依存症当事者と家族の回復のために、援助の手法を標準化、均てん化することを目的とする。概念の整理と実態把握がどちらかというところと十分とは言えない行動嗜癖に関しては実態把握を行い、援助の手法を検討する。

そこで本研究班は 依存症の中では援助の普及、均てん化のための取り組みを先駆的に実践している、国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所の松本らによる、薬物依存症を対象とした包括的治療プログラムの開発と普及・均てん化に関する研究、

わが国では数少ないインターネット依存専門外来を設置し先駆的な取り組みを実践している、久里浜アルコール症センターの樋口らによる、インターネット依存を対象とした、実態解明と治療法開発に関する研究、平成 22～24 年度の研究班で診断、類型

分類、援助の基礎について整理した、北里大学医学部精神科学の宮岡らによる、病的ギャンブルの家族や債務問題関連機関を対象とした実態調査と回復プログラム開発のための研究、行政機関において薬物依存症支援では先駆的な取り組みを実践している、長野県精神保健福祉センターの小泉らによる、依存症当事者や家族にとって最初の窓口になることが多く、薬物事犯においては出所前からの援助の入り口になる精神保健福祉センター、保健所の連携に関する研究、以上の 4 つの研究で構成する。

2. 各分担研究の目的と方法

薬物依存症に対する包括的治療プログラムの開発と普及・均てん化に関する研究

松本らは再乱用防止プログラム SMARPP (Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program) を開発し、保健医療機関・民間リハビリ施設への普及に努め、成果を確認してきた。本研究の目的は、SMARPP に加え、動機づけ面接・再発分析・併存障害治療のための個人療法、薬物使用モニタリング、回復者メッセージ、CRAFT (Community Reinforcement and Family Training) に準拠した家族介入コンポーネントを加えた包括的治療プログラムを開発し、治療効果の検証をするとともに、国内各地への普及・均てん化をはかることである。

平成 26 年度までに転帰に影響を与える要因を検証し、それを元にプログラムのブラッシュアップを行った。平成 27 年度は群馬県こころの医療センターをフィールドとして実施された家族プログラムによる介入の効果を検証した。群馬県こころの健康センターでは平成 25 年 3 月から CRAFT を参考として開発した依存症家族支援プログラム GIFT (Gunma IZONSYOU Family Training) を実施しており、平成 27 年 5 月から 11 月までに同施設のプログラムに参加した 24 名に対し自記式アンケートを行い、3 回以上参加した 14 名を対象としてプログラム参加前及び 3 回参加後の変化を検討した。

インターネット依存の実態解明と治療法開発に関する研究

インターネット依存傾向にあるわが国成人は 270 万人と推計され(2008) 今後さらに増加すると推測されている。専門治療は、わが国で唯一久里浜医療

センターにおいて開始されたばかりで、その対策は大幅に遅れている。こうした背景を踏まえ、本研究では1) わが国における実態を明らかにする。本研究では医療機関や教育機関等に対して調査を行う。2) 臨床データを蓄積、公表し、診断ガイドラインの確立に向け資料を蓄積し、そのための国際会議等を開く。さらに治療ガイドラインを作成する。

平成 27 年度は横浜市をフィールドとして実施した若年者対象縦断研究調査の中間結果から若年者のインターネット使用実態を把握した。臨床記述・診断ガイドライン作成は WHO と共同で実施した。

病的ギャンブルと債務問題等との関連および病的ギャンブラーの家族らの実態調査と回復支援のための研究

本研究では1) 治療・回復過程において、家族は重要な役割を果たしているとの推測されている。しかし家族の関わりと影響に関しては調べられておらず家族らを対象に調査を実施する。さらに得られた成果をもとに、早期介入手法や回復プログラムを策定する、2) 問題が顕在化する重要なきっかけは債務問題である。債務問題関連機関において病的ギャンブルについては調べられた報告はまだなく、これらの実態調査を行う。以上二点を目的に研究を実施する。

平成 27 年度は「研究 1：ギャンブル障害を持つ者の家族への支援に関する研究 実態と援助ニーズの把握」と「研究 2：病的ギャンブルのある人の家族に対する心理教育プログラムの開発」と「研究 3：精神保健福祉センターにおけるギャンブル障害のある者の家族への心理教育用冊子の作成」という 3 つの研究を行った。さらに、ギャンブルにより引き起こされる問題のひとつに借金のトラブルがある。そこで「研究 4：債務問題支援機関における病的ギャンブル問題に関する研究」を行い、家族と借金問題の関連について考察した。

薬物依存症支援における精神保健福祉センターと保健所の連携に関する研究

厚生労働省では「依存症者に対する医療及びその回復支援に関する検討会」が開催される等、依存症に対する医療体制や行政を含む関係機関の連携の整備が求められている。本研究では精神保健福祉セン

ターと保健所の連携体制の現状を明らかにし、その整備のために必要なセンター及び保健所職員対象研修を実施しその効果を評価することを目的とする。

これまで行われてきた全国精神保健福祉センター、保健所から意見を集約し対応ガイドライン運用、連携意識調査結果をもとに、平成 27 年度は保健所の職員を対象とする研修が実施された。

(倫理面への配慮)

本研究は各研究班の所属機関における倫理委員会の承認を得て実施された。

C. 研究結果

1. 薬物依存症に対する包括的治療プログラムの開発と普及・均てん化に関する研究

K10 は 13.6 点から 9.2 点へと改善し ($p=0.006$)、プログラム参加者の半数以上で、本人とのトラブル状況やコミュニケーション、乱用状況のいずれも改善を認め、依存症者への対応知識の習得に役立つ可能性が示唆された ($p=0.086$)。一方で、RSES-J や本人の治療状況には有意な変化は認めなかった。

2. インターネット依存の実態解明と治療法開発に関する研究

Internet Addiction Test によると、女子学生の 3.5%、男子学生の 2.2%、全体で 2.9%の者にインターネット依存が疑われた。Diagnostic Questionnaire によると男子 7.6%、女子 7.9%、全体で 7.8%の者にインターネット依存が疑われた。この割合は、2012 年実施の全国調査結果に比べるとかなり高かった。また、女子学生の有病率が男子のそれより高い傾向は一貫して確認され、わが国の特徴と推察された。ただし本調査には幾つかの限界があり結果の解釈には次の二点で留意する必要がある。

1) インターネット依存の疾病概念に関する限界
すでに、DSM-5 でインターネット依存の中の最も重要な依存であるインターネットゲーム障害に関しては診断基準が示されているものの、section 3 に該当している。また、現在進行中の ICD-11 の改訂では、ゲーム障害 (online, offline option 付) が加えられる方向で進んでいる。従って、現時点では疾患としての

位置づけは明確とは言えない点で有病率の解釈には慎重さが求められる。2018年以降は、その臨床記述と診断ガイドランが示されると推察されている。

2) 今回の調査の目的と性質に関する限界

今回の調査は縦断研究であり回収率も低く、本報告書に記載されたものは、そのベースライン調査結果の一部に過ぎない。回収率が低くなった理由としては、向こう5年間毎年実施する予定の follow-up 調査の同意を本人と両親の両方から得られた人のみから回答があったためだと推測される。本縦断研究の目的は有病率の推定ではなく、インターネット使用の継続的变化とインターネット依存のリスク要因同定である。今回の調査は横断的実態調査ではないので、調査結果はわが国の中学 1-2 年生の実態を反映していないと考えられ、本結果をわが国の若年者におけるインターネット依存の有病率と解釈することは避けることが求められる。

3. 病的ギャンブリングと債務問題等との関連および病的ギャンブラーの家族らの実態調査と回復支援のための研究

ギャンブル問題のある人の家族 105 名を対象とした調査の結果、利用している相談機関としては、自助グループと医療機関が主であるが、問題を知ってから相談に行くまでに10年以上かかった人が4分の1いるなど支援開始がおくれがちであること、相談にいても医療や保健機関では十分な対応がない場合もあることなどの課題があることが明らかになった。最も利用され、有用性を感じているのは自助グループであり、医療や保健の機関には助言とともに自助グループへのつなぎをすることがまずは重要であると考えられた。

CRAFT (Community Reinforcement and Family Training: コミュニティ強化と家族訓練) をもとに日本のギャンブル障害に特化した家族に対する心理教育プログラムが開発され 16 名の被験者を対象に実施し効果検証された。90%以上の被験者が主観的な有効性、満足度とも高く評価した。

2011年1月～2015年3月までの多重債務事件受託者 181 名中、ギャンブル等依存の問題を持つもの 102 名について調査した結果、ギャンブル等が原因の多

重債務者は、社会適応が困難な者が多く、ギャンブルに関する問題以前の生活上の課題の支援の重要性が示唆された。

4. 薬物依存症支援における精神保健福祉センターと保健所の連携に関する研究

研修会には保健所薬物依存症対策関係者が 28 名参加された。研修参加者を対象とした調査の結果、研修会は全員が参考になったという評価だった。参加者の多くが、研修会に参加する前は SMARRP を保健所レベルで実施することが難しいと思っていた。しかし、研修会前後ではその困難さの自覚に良好な変化が確認された。その他、自由記載では「薬物依存症対策の課題として、保健所、保健師には余力がなく、地域で薬物依存症対策を実施していくのは、とても難しいと感じている」、「予防は薬務課、薬物依存症になったら保健医療課と、県庁内でも2課に分かれており、対応は1本化されていない」、「薬物依存症者の治療医療機関(受け入れ可能な医療機関)が少ない」等の回答が得られた。

D. 考察

1. 薬物依存症に対する包括的治療プログラムの開発と普及・均てん化に関する研究

本研究は、CRAFT を参考にした依存症家族支援プログラムの有効性に関する検証を試みたものとしては国内最初の研究である。対象数や研究デザインなどの限界からその知見はあくまでも予備的なものにとどまるが、本研究では、GIFT が少なくとも家族の精神状態の改善に寄与している可能性が示唆された。

これまでわが国の精神科医療は、薬物依存に対する治療体制の整備が不十分だった。本研究の成果は「第四次薬物乱用防止五カ年計画(2013)」と「薬物乱用防止戦略加速化プラン(2010)」において強調された薬物再乱用防止のためのアフターケア、2016年6月までには施行予定である「刑の一部執行猶予制度」における薬物依存者の地域支援、ならびに、2012年に「自殺総合対策大綱(2012改訂)」に明記された、自殺ハイリスクグループの一つである薬物依存者支援に対して、具体的な治療・援助のツールとして貢献をすると確信している。

2. インターネット依存の実態解明と治療法開発に関する研究

インターネット依存研究においては、わが国では研究蓄積がほとんどない状況にあり学術的な意義は大きい。若年者の学業不振、引きこもり、犯罪被害との関連も指摘されているインターネット依存に関して、わが国に研究蓄積はほとんどなく、診断・治療についても遅れている。依存の実態や病態像を明らかにすると同時に、わが国の実情に即した診断・治療ガイドラインを作成に寄与することは行政的にも意義深く、今後のインターネット依存の予防や治療の発展に大きく貢献すると期待される。

3. 病的ギャンブリングと債務問題等との関連および病的ギャンブラーの家族らの実態調査と回復支援のための研究

病的ギャンブリング研究においては、債務問題関連機関、家族を対象とした研究はわが国にはなくその学術的意義は大きい。病的ギャンブリングが自殺ハイリスクであることは「自殺総合対策大綱(2012改訂)」にも指摘されている。債務問題や家族問題等との関連性も指摘されており、病的ギャンブリング本人および家族の支援において、精神保健福祉センター等でも使用可能な回復プログラムが作成されることは行政的にも意義深い。

4. 薬物依存症支援における精神保健福祉センターと保健所の連携に関する研究

今回実施された研修は、薬物依存症対策に意欲的な保健所が参集したが、アンケート結果より、今後の保健所の薬物依存症対策の拡大の可能性を感じさせるものであった。また、今回のような保健所に特化した研修会は、最近、法務省と厚労省から出た「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」にも保健所に対する期待が述べられているように、国レベルで開催が望まれる。今後の薬物依存症対策において、保健所が担える役割、センターと保健所の連携という視点がさらに明確になっていくと思われる。

薬物事犯の刑の一部執行猶予制度の実施に向けて、

地域差や連携の不足が指摘されている精神保健福祉センターや保健所等行政機関の薬物依存症への対応の均てん化、連携体制の構築が期待できることは行政的に意義深い。

E. 結論

1) CRAFT を参考として開発した依存症家族支援プログラムが、家族の精神状態の改善に寄与している可能性が示唆された。本人とのトラブル状況やコミュニケーション、乱用状況のいずれも改善を認め、依存症者への対応知識の習得に役立つ可能性が示唆された。未だ刑罰に偏りがちではあるが、社会的にも重要視されている薬物依存者支援の普及・均てん化に寄与するとともに、自殺ハイリスクグループの一つである薬物依存者支援に大きく貢献することが期待できる。2) 研究蓄積が無く診断・治療についても遅れているインターネット嗜癖の実態や病態像が明らかになる。わが国の実情に即した診断ガイドラインを作成し、その予防や治療の発展に貢献すると期待される。3) わが国にはこれまでに無い病的ギャンブリング回復ツールとしての家族への支援プログラム(病的ギャンブリング版 CRAFT)の開発に寄与する。自殺ハイリスクグループの一つである病的ギャンブリング支援に大きく貢献することが期待できる。4) 薬物依存への支援における精神保健福祉センターと保健所の役割や連携機能を明確にし、機関間や部署間の連携意識を高める研修を開発したことは、自治体間に生じやすい援助体制の差を減じ、均てん化に寄与することが期待できる。ほぼ予定通りの研究を実施することができた。本研究の成果が施策等に反映され、依存症のある人の回復に寄与することを切に願う。

G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし